

第7章 環境影響の総合的な評価

「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」では、東高島駅北地区を含む東神奈川臨海部周辺地区が5つの都心エリアの1つに位置付けられ、機能配置のイメージとして、研究・教育、医療、健康及び居住が掲げられています。また、「東神奈川臨海部周辺地区再編整備計画」において本地区は、新たな都市拠点形成に向けて、地区全体が協力連携しながら、交通基盤整備、土地利用転換による都市機能の更新、運河活用や一部埋立など、まちづくりに資する環境整備などに向けた、適切な事業手法を用いた面的整備事業に取り組むべき地区として位置づけられています。

本地区においては、都心臨海部にふさわしい都市機能の再編・集約と基盤整備を一体的に推進し、国際都市横浜の業務機能等を支える新たな拠点づくりを推進するため、医療・福祉施設、生活利便施設及び都市型住宅等を集積させた良好な複合市街地の形成を図ることが目標とされています。

準備組合では、これらの上位計画等を踏まえ、まちづくりのコンセプトを「国際・環境・防災・暮らし・交流都市への再生」と位置づけ、地区の整備目標の実現を目指し、複合都市機能の導入を図る方針としています。

本事業は、本地区の中央に位置するC地区において、東高島駅北地区のまちづくりと連携し、居住機能の整備を中心に、子育て支援施設や公益的施設の整備、まち・海軸に沿って賑わいを形成する商業・生活利便施設などの整備を図り、その一翼を担うことを目標に計画を進めています。

今回、事業計画の内容から、環境影響評価項目として、工事中では、温室効果ガス、廃棄物・建設発生土（産業廃棄物、建設発生土）、大気質、騒音、振動、地盤、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）、文化財等の8項目、供用時には、温室効果ガス、廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物）、大気質、騒音、振動、電波障害、日影（日照障害）、風害、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）、景観の10項目に加え、参考項目として生物多様性を選定し、調査、予測を行いました。

その結果、全ての項目において、国が定めている環境基準や横浜市が定めている基準・計画等と整合する、若しくは周辺環境に著しい影響を及ぼすことはないと予測されました。さらに、環境の保全のための措置を講ずることで更なる影響の低減が図れるものと考えています。

なお、環境に及ぼす影響が比較的大きいと思われる環境影響評価項目、並びに予測・評価において不確実性が大きい環境影響評価項目については、次章に示すとおり、事後調査を実施し、本事業の実施による著しい環境影響が確認された場合には、適切な対応を図っていく考えです。

以上のことから、本事業の実施による環境影響の総合的な評価としては、計画策定段階や工事中、供用時において環境の保全のための措置を講ずることで、一定の環境影響の回避・低減が見込め、事業者の実行可能な範囲内で環境に対する配慮が行われた計画であると評価します。